

最大20万円を支給しています

## 売上げが減少した旅行関連事業者などが対象 国の月次支援金



完全予約制

### 市独自で個人事業者向けの 申請サポート窓口を開設します

国では、「緊急事態措置」および「まん延防止等重点措置」(以下「対象措置」)の影響緩和を図るため、令和3年9・10月の売上げが減少した旅行関連事業者などを対象に月次支援金を支給しています。申請は、電子申請(オンライン)のみとなっていますが、自分自身で申請することが難しい人のための申請サポート窓口を市独自で設置しています。

ご自身でオンライン申請が困難な人は、お早めにご相談ください。

■対象 旅行関連事業者のうち市内に本店または主な事業所を有する個人事業者

■期間 11月30日(火)まで  
※水・土・日曜日、祝日を除く

■時間 午前9時30分～午後4時30分

■会場 なはんプラザ

■相談料 無料

■予約方法

①国の月次支援金ホームページ(<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/>)にアクセスし申請IDを取得②登録確認機関(▶花巻商工会議所▶花巻信用金庫▶東北銀行花巻支店▶轟田秀治税理士事務所▶高橋勝芳税理士事務所▶伊藤誠一郎税理士事務所)で必要書類の事前確認を受ける③申請補助シートに必要事項を記入の上、本館商工労政課(☎41-3539)に予約  
※以前に同支援金の支給を受けた人は、上記①②不要

\*申請補助シートは、本館商工労政課や申請サポート窓口を設置しているほか、市ホームページに掲載しています



市ホームページ  
QRコード

## ◆ ◆ ◆ 国の月次支援金の概要 ◆ ◆ ◆

■対象 次の要件を全て満たす旅行関連事業者(飲食・宿泊・旅客運送・自動車賃貸・旅行代理店事業者、土産物店)など  
▶対象措置の影響を受けた場合▶令和3年9・10月の売上げが、前年同月または前々年同月に比べ50%以上減少した場合

■給付額 「基準月の売上げ」から「対象月の売上げ」を差し引いた額  
※1 基準月…令和元年または2年における対象月と同じ月  
※2 対象月…対象措置が実施された月のうち、前年同月または前々年同月に比べ売上げが50%以上減少した月

■上限額 ▶中小法人など…月額20万円▶個人事業者など…月額10万円

■申請期限 ▶9月分…11月30日(火)▶10月分…令和4年1月7日(木)

■申請方法 経済産業省が開設している「月次支援金の申請用ホームページ」から電子申請



申請用  
ホームページ  
QRコード

■相談窓口

○国の電話相談窓口 経済産業省月次支援金申請者専用相談窓口(☎0120-211-240)

○国の申請サポート会場(完全予約制) マリオス[盛岡市盛岡駅前通2-9-1(☎0120-211-240)]

\*個人事業主の場合は、市独自で開設している申請サポート窓口の利用が可能です。詳しくは、上記をご覧ください

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3539)

11月29日から  
受付開始

## 事業者向けの地代・家賃補助を 継続して実施します



市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している事業者に対し、令和3年10月～12月の地代・家賃を対象とした市独自支援を実施します。

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3539)

◆制度内容

■対象 市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業者で、市が定める対象業種に該当する事業者

\*対象業種の一覧は、11月17日(水)以降、市ホームページに掲載します



市ホームページ  
QRコード

■補助率 月額賃料の2分の1

■上限額 最大30万円(月額10万円)

■補助対象経費 地代・家賃(共益費、管理費含む)

[補助額の算定例] (単位:万円)

区分	10月	11月	12月
元年売上	100	100	90
2年売上	75	50	90

売上が前年または前々年同月比30%以上減少

3年売上	50	70
------	----	----

地代・家賃が月額7万円(税抜)の場合

7万円×補助率1/2×3か月= **10万5千円**

■要件 令和3年10月～12月の間のいずれかひと月の売上げが前年同月または前々年同月に比べ30%以上減少している事業者

※創業から2年以内の事業者は、創業から申請月までのいずれかひと月の売上げを直近の月の売上げと比較することが可能

■補助対象期間 令和3年10月～12月の3カ月間

◆提出書類

▶交付申請書▶前金払請求書▶家賃金額が確認できる書類(賃貸借契約書の写しなど)▶令和3年10月～12月のいずれかひと月の売上げが確認できる書類▶口座通帳の写し▶家賃(令和3年10月～12月)の支払い状況が確認できる書類(通帳の写しなど)の写しーのほか、次の書類

○個人事業主の場合

▶令和2年分所得税確定申告書第一表の写しまたは令和3年度市民税・県民税申告書の写し▶令和元年10月～12月または令和2

年10月～12月の売上げを確認できる書類(白色申告者…令和元年分または令和2年分の収支内訳書および売上台帳など、青色申告者…所得税青色申告決算書の写し)

※創業から2年以内の事業者は開業届が必要  
○法人事業主の場合

▶直近の法人税確定申告書別表第一または登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し▶令和元年10月～12月または令和2年10月～12月の売上げを確認できる書類(法人事業概況説明書の写し)

◆提出方法[申請期間は11月29日～令和4年1月31日]

○郵送の場合

▷郵送先…本館商工労政課(〒025-8601 花城町9-30)

○持参の場合(完全予約制)

▷受付時間…午前9時～午後4時  
▷受付場所…本館商工労政課または各総合

支所地域振興課

▷予約方法…本館商工労政課(☎41-3539)または各総合支所地域振興課(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6514)

に電話で予約

▷予約開始日…11月24日(水)